

保護者様

東京都立村山特別支援学校  
校長 阿部 智子

## 「治癒届」の提出について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。これは、お子さんの休養と他の児童・生徒への感染を予防するための措置になり、欠席扱いにはなりません。学校に登校する際は、学校での感染拡大防止のため、必ず医師の登校許可を受けてください。医師の指示により、他への感染させるおそれなくなり、登校する際には以下の「治癒届」の提出をお願いします。保護者の方が、診断名に○印を付け必要事項を御記入ください。

※登校時お子さんの症状によっては、家庭にて様子を見ていただくことや、登校後早めにお迎えを依頼する場合があります。

## 治癒届

東京都立村山特別支援学校長殿

小・中・高\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで欠席いたしましたが、治癒したため、登校させます。

診断○	対象疾患	出席停止期間の基準
	インフルエンザ ( ) 型 発症日: ( 月 日) 解熱日: ( 月 日)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
	麻疹 (はしか) 解熱日: ( 月 日)	解熱した後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及び場合もある。
	流行性耳下腺炎 (おたふく) 発症日: ( 月 日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜炎 (プール熱) 消退日: ( 月 日)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症 発症日: ( 月 日)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	その他 ( )	

医療機関名\_\_\_\_\_

医師名\_\_\_\_\_

上記の通り診断を受けましたので、届け出いたします。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名\_\_\_\_\_